

複合災害等により孤立した場合の対応（福井県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、**住民避難**等の指示が出た場合には、**一時移転等**を実施。
- UPZ内の半島部において、複合災害の発生等により住民が孤立した場合には、**臨時ヘリポート（夜間対応可）**や**漁港**を活用し、**空路や海路による避難を実施**。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、**臨時ヘリポート（夜間対応可）**を活用し、**空路による避難を実施**。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

<UPZ内半島部における臨時ヘリポート等整備場所>

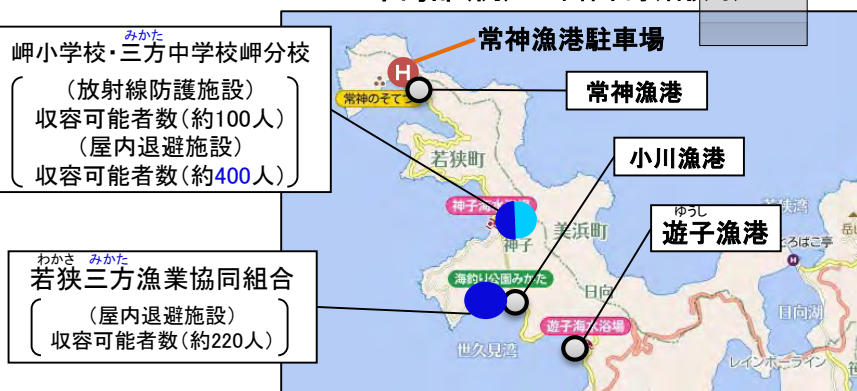
半島部	該当地区名	整備場所
うちら 内浦半島	高浜町内浦地区	旧音海小中学校グラウンド 内浦小中学校グラウンド 日引漁港
つねがみ 常神半島	若狭町西浦地区	常神漁港駐車場
敦賀半島	美浜町東地区	関西電力(株)県道沿用地駐車場

<UPZ内中山間地域における臨時ヘリポート整備箇所>

中山間地域	該当集落名	整備場所
おおい町名田庄地区	横谷、虫鹿野、虫谷、木谷、堂本	名田庄中学校グラウンド
小浜市口名田地区	西相生、奥田縄、須縄	口名田小学校グラウンド
〃 遠敷地区	上根来、下根来	遠敷小学校グラウンド
若狭町熊川地区	河内	熊川小学校グラウンド
美浜町新庄地区	新庄	旧新庄小学校グラウンド

- <凡例>
- :放射線防護施設(収容可能者数)
 - :放射線防護施設以外の屋内退避施設(収容可能者数)
 - H:ヘリポート適地
 - :港湾

半島部(例) 常神半島(若狭町)



中山間地域(例) おおい町名田庄地区



- ※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定
- ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

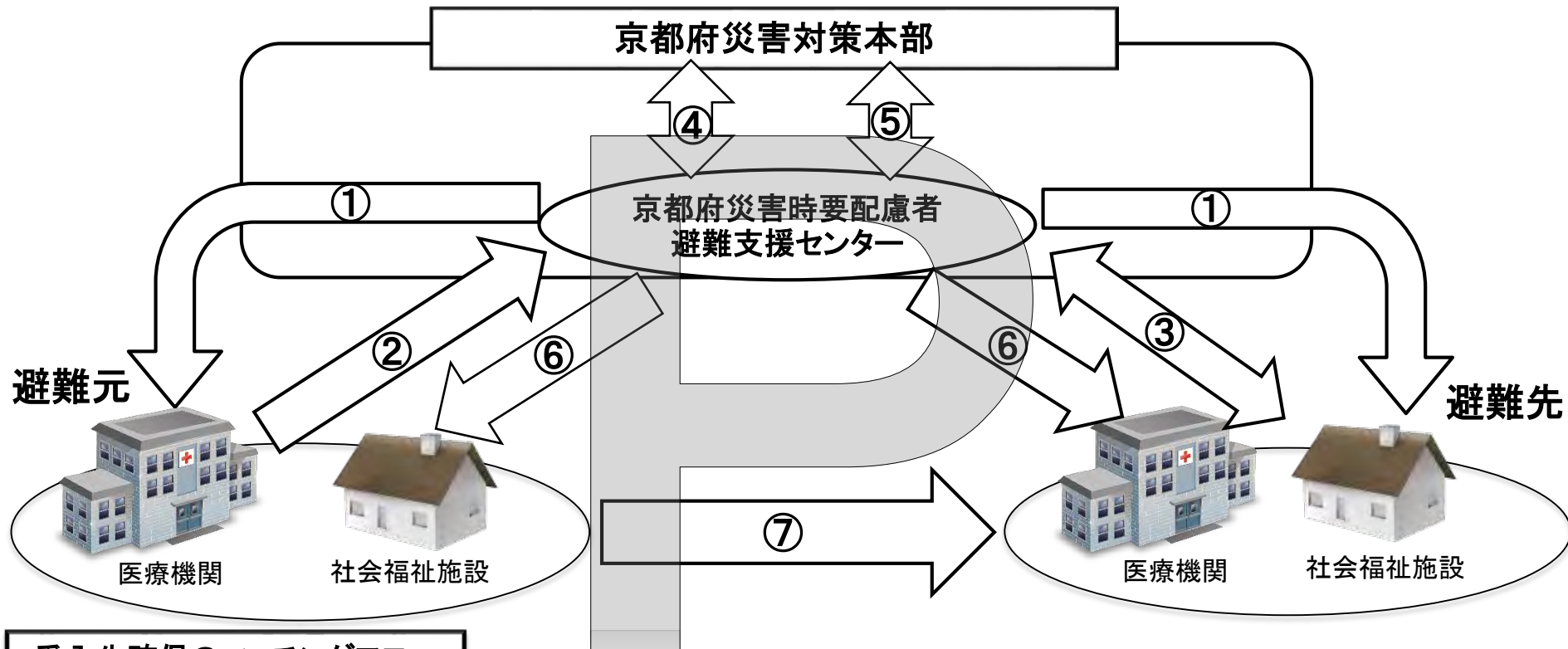
- 京都府では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(47施設2,260人)について、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済み。

< UPZ内 >			< UPZ外 >	
施設区分	施設数 (施設)	入所者数 (人)	受入候補 施設数(施設)	受入可能 人数(人)
医療機関(病院・有床診療所)	12	988	33	約1,540
社会福祉 施設	介護保険施設等	25	69	約1,490
	障害福祉サービ ス事業所等	8	8	約270
	児童養護施設等	2	11	約160
	小計	35	88	約1,920
合計	47	2,260	121	約3,460

受入先調整
(京都府災害時
要配慮者避難支
援センター)

※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約112人については医療機関へ搬送
 ※ 平成28年6月1日現在
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

➤ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を速やかに実施。

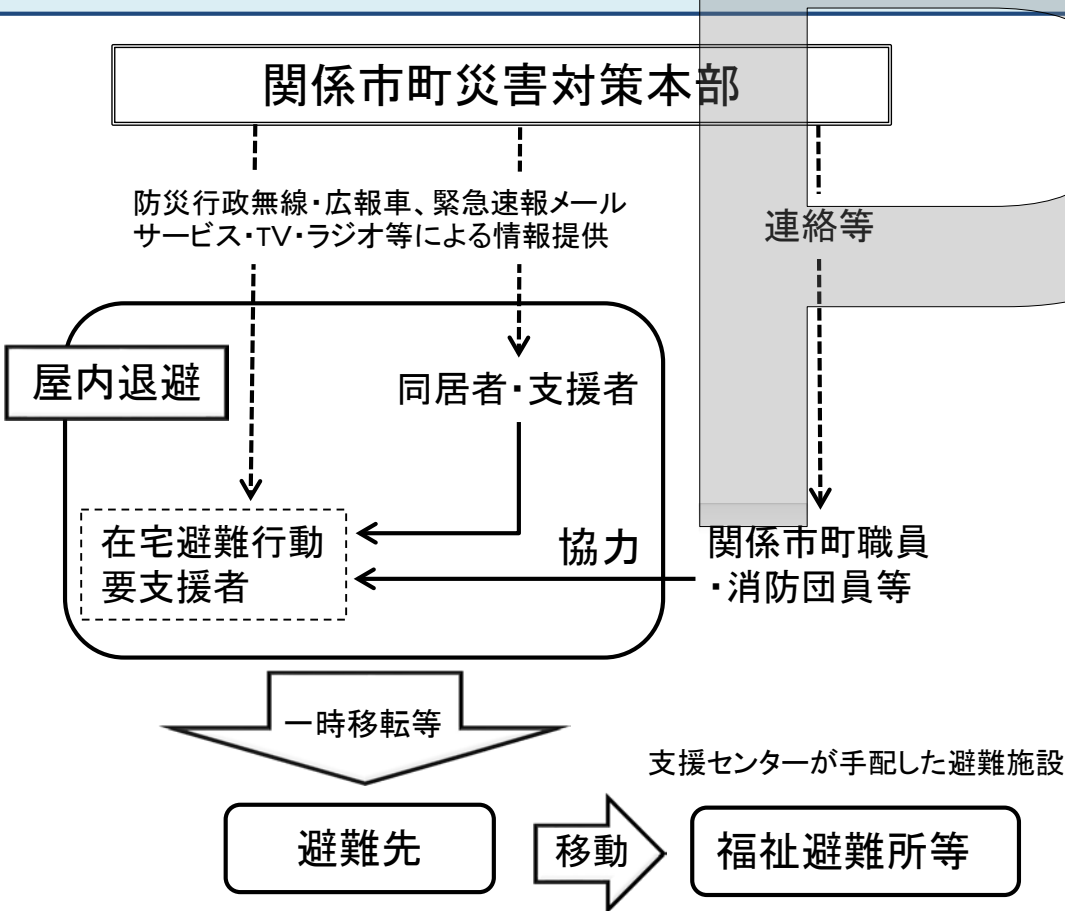


受入先確保のマッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターと京都府災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ⑤: センターと京都府災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

※ 事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は京都府災害時要配慮者避難支援センターに依頼し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。



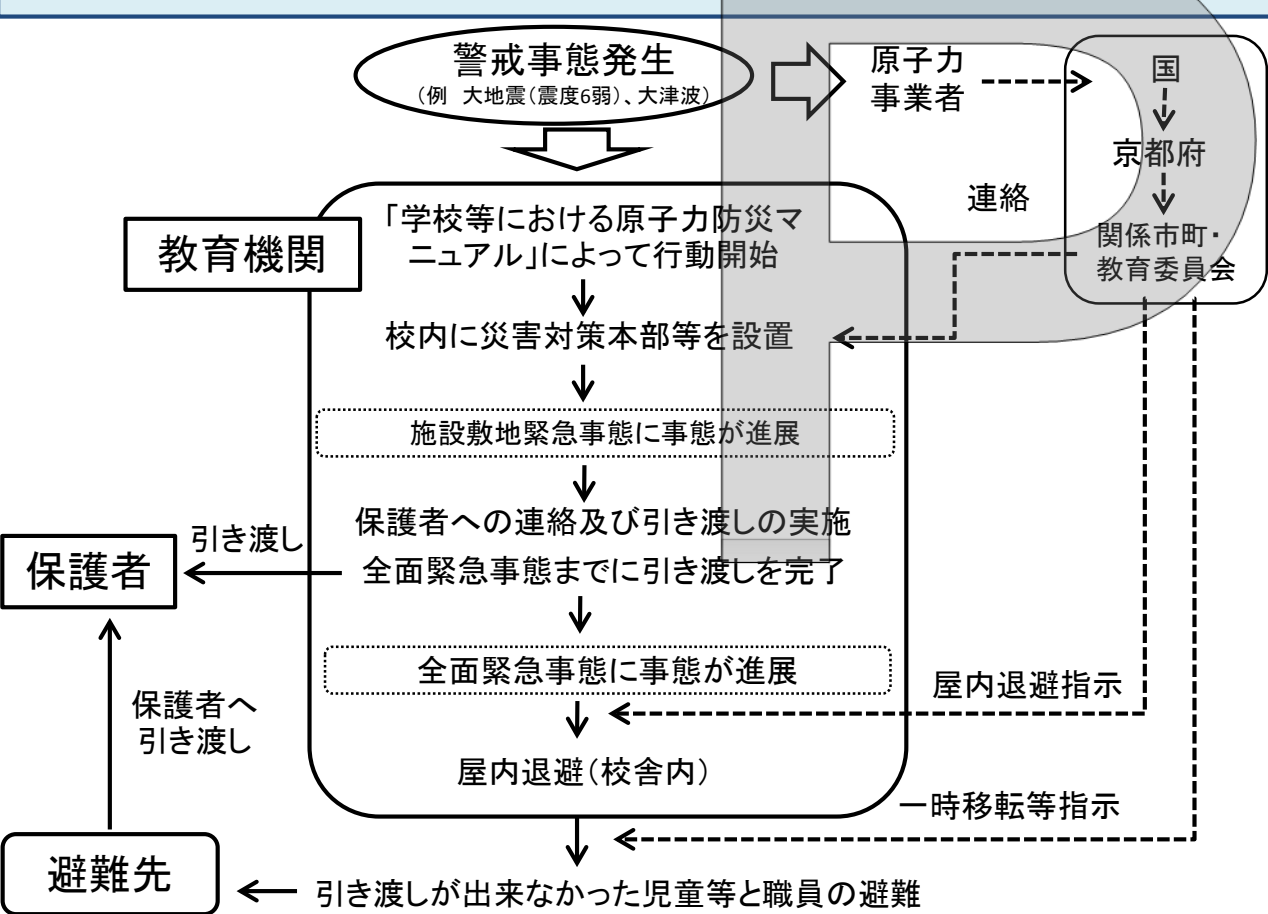
UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

市町	UPZ内(人)
京都市	44(44)
舞鶴市	5,127(2,652)
綾部市	207(207)
<small>なんたんし</small> 南丹市	724(724)
<small>きょうたんぼちょう</small> 京丹波町	81(81)
合計	6,183(3,708)

※ ()内は支援者有り
 ※ 平成29年1月現在 各市町において精査中
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 京都府では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は警戒事態において、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを決定、全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、市町災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。
- 関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示に従い、学校等の対応(屋内退避)及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)する。



UPZ内の教育機関数

	教育機関数(機関)	児童・生徒数(人)
保育所・幼稚園等	32	2,795
小学校	20	4,254
中学校	8	2,402
高等学校	5	2,153
特別支援学校	3	161
その他学校	4	1,077
合計	72	12,842

平成28年5月1日時点